なぜ、その人と結婚するのか

―インド都市部における配偶者選択の変化―

樋 口 里 華

はじめに

- 1. 近年の変化
- 2. 恋愛結婚にみる配偶者選択
- 3. 大都市における配偶者選択要件の変化 おわりに

はじめに

見合い結婚が大半を占めるインドで、アマル(1)とラクシュミは、学歴、職業、カースト(2)、経済階層のすべてにおける絶対的な格差を越えて結婚した。2人のラブストーリーは、男女が大きな障害――敵対関係、宗教の相違、婚約者の存在、格差など――を乗り越えて結ばれるという、現実にはまずありえないストーリーが描かれる「インド娯楽映画の世界」そのものであった。

多民族国家インドには複数の婚姻法が併存し、結婚事情は宗教によって異なっている。家族法の領域に統一民法典が存在しないのである⁽³⁾。宗教婚の場合には、1955 年ヒンドゥー婚姻法(the Hindu Marriage Act, 1955)⁽⁴⁾、イスラム法⁽⁵⁾、1872 年インドキリスト教徒婚姻法(the Indian Christian Marriage Act, 1872)、1936 年パールシー婚姻および離婚法(the Parsi Marriage and Divorce Act, 1936)⁽⁶⁾などが適用される。さらに、1954 年特

別婚姻法 (the Special Marriage Act, 1954) では、婚姻登記による民事婚について規定されている。また、地域や階層による差異も大きい。

しかし、インド社会にある程度共通して見られる現象がある。結婚は、言語やカースト、宗教を同じくする集団による内婚が主流であること、伝統的なジェンダー規範が根強く、男性優位志向があること、結婚とは依然として家同士の結びつきであるため、恋愛結婚が少ないことなどである。

結婚は、意図的であるかどうかにかかわらず、重要な世帯戦略の一つとして機能する。婚姻関係に付随する人的ネットワークが、将来に影響を与える可能性があるためである。公的なセーフティーネットが不十分なインドでは、特にその影響力は大きいといえる。これまでインドの結婚の多くは、予測可能な範囲で行われてきた。しかし社会の大きな変化の中で、冒頭の2人のような劇的な恋愛結婚はまれであるが、都市中間層を中心に宗教やカーストの異なる相手と結婚したり、自分で配偶者を見つけたりする若者が増加している。消費社会化やグローバル化の進展により、配偶者選択のあり方が多様化しているのである。

農村部の変化については、八木の研究に代表されるように、文化人類学者によって丁寧な研究が行われてきた⁽⁷⁾。しかし都市部については、高学歴者やグローバルセクターで就労する女性など、特定のグループを対象にした研究⁽⁸⁾はなされているが、学歴や職業が異なる、より広い階層を対象にした研究はほとんどない⁽⁹⁾。都市部では結婚はより戦略的になり、あるいは自由度を増し、親世代にとって想定外の領域が大きくなってきている。多様化した子世代の結婚が、親世代や家族・親族に大きな影響を与えているのである。

そこで本稿では、大都市ムンバイーに居住する中・下層の人々を対象に、配偶者選択の変化とその背景にある社会経済変容について考察する。具体的には、筆者がフィールドワークで得た結婚事情に関するデータを中心に分析を行う。近年結婚した若者とその親の世代間の配偶者選択のあり方を比較することで、急速な社会変化とそれにともなう意識やライフスタイルの変化を明らかに

していく。本稿で大都市における結婚事情の潮流をとらえたうえで、今後、詳細な調査データの分析に基づいて結婚戦略の検証をしていきたい。

以下ではまず、インドの結婚を考える際に不可避のダウリー (持参財)¹⁰⁰が、近年、より重要視されている動向についてごく簡単に言及する。次に、事例を通してムンバイーの若者の配偶者選択の条件や行動を分析し、最後に、背景にある社会変化について考察する。

1. 近年の変化

婚姻年齢

インドの婚姻年齢は年々上昇しており、2004年における女性の平均婚姻年齢は20.4歳(農村19.9歳、都市21.8歳)になった¹¹¹。また表1からは、若年層の婚姻割合が年々低下していることがわかる。しかし、2005-06年の全国家族健康調査 (NFHS) によれば、20~24歳の既婚女性のうち44.5%(農村52.5%、都市28.1%)が18歳未満で、うち22.6%が16歳未満で、2.6%が13歳未満で結婚しており¹²¹、特に農村部では、婚姻適齢の18歳を下回る児童婚が多い現実が明らかになっている¹²¹。女子の児童婚は、教育機会の少なさや、次項で述べるように、花嫁側から花婿側に贈られるダウリー(持参財)の金額を抑制する目的などから発生しているのである。

インドでは、1929年に幼児婚禁止法 (the Child Marriage Restraint

年齢年	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	15-49
1971	55.41	88.83	94.95	94.00	88	.07	78.03	83.40
1981 ¹⁾	43.44	84.46	94.35	94.86	90.76		83.15	80.74
1991 ²⁾	35.28	81.81	93.97	95.14	92.75		87.56	80.18
2001	24.45	75.73	92.15	94.23	93.19	90.05	86.91	76.78

表1 センサスにみる女性の年齢層別婚姻割合の推移

注:1)アッサム州は含まない。

2) ジャンムー・カシュミール州は含まない。

出所: Government of India, Census of India 各年版より作成。

Act, 1929) によって幼児婚が禁止されているが、実効性に問題があるため、2006年に新たに児童婚禁止法(the Prohibition of Child Marriage Act, 2006) が制定された。この法規では、児童婚の被害者の救済と児童婚を実施・画策した者への罰則が規定された。また 2007年には、婚姻登記を義務付ける声明が最高裁判所から出されたため、各州・連邦直轄地では必要な法規を制定している¹⁴。しかし、法的な規制は強化されたが、その実効性にはまだ問題がある。

消費社会化による農村部の変化

1980年代半ば以降の農村社会では、社会基盤の整備が進み、出稼ぎや農外雇用の増加などの就労機会の多様化や、所得の上昇がみられるようになった。それにともなって女性の教育機会も増加し、男女ともに移動範囲が拡大した。さらに生活水準の向上と消費社会化の進展により、結婚に対する社会的認識も変化している。ネットワークの拡大により婚姻圏が拡大したこと、婚姻年齢の上昇にともない、結婚以前に相手を知る機会が増えたこと、ダウリーの金額が上昇したこと、婚姻儀礼にかかる費用が増加したことなどである⁶⁰。

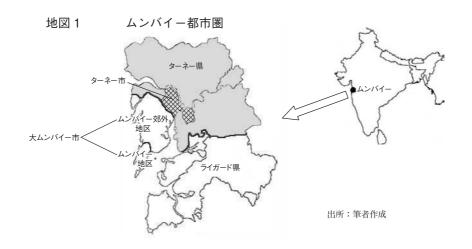
結婚にともなう花嫁側の負担が増加すると、ダウリーが低額ですむ児童婚をさせたり、超音波診断による性別判定を利用し¹⁶¹、女児を人工妊娠中絶したりするケースが目立つようになった。かつて、ヒンドゥー教の上位カーストの慣行であったダウリー制度は、宗教、カースト、地域を越えて全国に拡大した¹⁶⁷。消費社会化の浸透により、花婿側のダウリーへの期待はエスカレートしている。その結果、新たなダウリーを得るために、結婚後数年で一方的に離婚されたり、虐待や犯罪の被害者になったりする女性が増加しているのである¹⁶⁸。

2. 恋愛結婚にみる配偶者選択

都市部での変化は、農村部以上にダイナミックである。1990年代後半以降

の都市部では、グローバル化、消費社会化、経済発展による社会変容が顕在化 し、人々の意識や生活にも影響を与えている。以下では、都市部で近年増加し つつある恋愛結婚の事例を紹介する。恋愛結婚といってもその内容は多様であ るため、それらの差異を通して配偶者選択の規範、選択基準にみられる人々の 意識変化とその背景について考察していく。

これらの事例は、1999年2月から2011年1月にかけて、筆者がムンバイーで実施したフィールドワークに基づくものである。親世代として取り上げられているのは、フォーマル・セクターの綿工場で生産労働者として正規雇用されていた男性で、いずれも1997~2004年の間に工場が閉鎖し失業している。また、当該世帯の経済階層は、都市中間層から下層に位置付けられる。



事例 1:同僚との結婚〜経済格差を乗り越えて〜

<親世代>

ジョージはキリスト教徒として、55年にムンバイーに隣接するターネー市に生まれた。ジョージが5歳の時、S綿工場の労働者であった父が死亡したため、母、弟とともに祖父母に扶養された。祖父はインフォーマル・セクターの

職を転々とする厳しい経済状況であったため、母もキリスト教徒の家庭で家政婦をしながら、10年間、ジョージをマラーティー語ミディアムの市立学校に通わせてくれた。母は英語が話せたこと、英語話者が多いキリスト教徒居住区に住み、教会に通って英語の礼拝に参加していたことなどから、マラーティー語を母語とするジョージも日常会話程度の英会話能力がある。

教育終了後、ジョージはインフォーマル・セクターで就労しながら、父が雇用されていた工場での雇用機会を待った。父の同僚の紹介で S 綿工場に入社したのは 79 年、結婚したのは生活基盤が安定してきた 83 年のことである。妻はムンバイー生まれのキリスト教徒で、母語は英語、キリスト教団体が運営する英語ミディアムの学校で 8 年間の教育を受けた。

ジョージの結婚相手は、親戚が紹介した女性の中から、最終的に母が決めた。ジョージは、英語が話せるキリスト教徒であればだれでも構わないと考えていた。母は、4~5歳年下で年齢バランスがいいこと、経済階層が同程度の家庭であること、敬虔なキリスト教徒であることを条件に相手を選択し、2月後に結婚した。ジョージが結婚前に妻に会ったのは4度、事前に相談して同じ礼拝に参加したときであるが、挨拶程度で別れている。

<子世代>

ジョージには2人の娘がいる。いずれも英語が母語となるように育てたが、マラーティー語もできる。幼稚園から中等教育修了(10 学年)まではキリスト教団体が運営する安価な私立学校に通い、ジュニア・カレッジ(11, 12 学年)、カレッジ(13~15 学年)まですべての教育を英語ミディアムの学校で受けた。学歴が低いため苦労したジョージと、英語の重要性を強く認識していた妻は、娘の教育を第一に考えた選択をしてきた。S 工場の閉鎖によりジョージが失業したあとは、娘の教育を継続するために妻がクウェートに出稼ぎしている。

長女プロミラはムンバイーの名門カレッジを卒業後、大手銀行のコールセンターに就職、2年後に外資系銀行のコールセンターに転職した。2011年に最

初の銀行で上司だったアンソニーと 25 歳で結婚した。キリスト教徒同士の恋愛結婚である。隣州出身のアンソニーは英語を母語とし、1 学年から 12 学年まで一貫校で教育を受けた。学費と教育水準の高い英語ミディアムの私立エリート校で、である。大学進学のためムンバイーに来て、ムンバイーで銀行に就職し、プロミラと出会った。プロミラと婚約後の 2010 年末に銀行を退職して隣州の実家に戻り、現在は大手保険会社に就職している。父は州政府高官、兄は実業家で、実家はかなり裕福である。

2人の家庭環境は大きく異なるが、学歴や職業、キリスト教徒という点で子育て観や家族観が共有され、交友関係もある程度共通しており、人物本位で自らが配偶者を選択している。

<両親の許可>

インドを代表するシンクタンク、インド応用経済研究所 (NCAER) は、「中間層」の定義を一世帯年収 20-100 万ルピーとしている。2010 年のジョージの世帯の月収は、ジョージの年金 840 ルピー、預金利子 1,300 ルピー、プロミラの月収 20,150 ルピー、旅行代理店勤務の次女の月収 8,230 ルピーで、合計は 30,520 ルピーであり、「中間層」に該当する。しかし、結婚によりプロミラの収入がなくなると、1 万ルピー程度となり「中間層」には該当しなくなる。一方、アンソニーの世帯は、年収 100 万ルピーを大幅に超える経済力と地域での強い社会的影響力を持つものと思われ、両家の社会経済階層は大きく異なっている。

当初、アンソニーの父は2人の結婚に難色を示していたが、プロミラに会ってから態度が軟化したという。プロミラとアンソニーの絆が強く、2人の将来設計が出来上がっていること、キリスト教徒であること、プロミラの人柄と能力が評価されたこと、アンソニーが次男であること、ジョージ夫妻が教育を重視し、子育て観などが両家族で共有できるものであったことなどから、その後は比較的スムーズに両家ともに結婚が承諾され、社会的意義の大きな宗教婚が盛大に行われた。

なお、キリスト教徒なのでダウリーはないが、婚姻儀礼の費用は約 40 万ルピーと高額であった。プロミラ側は 15 万ルピーを負担している。

事例2:ナンパした相手との結婚~あらゆる格差を乗り越えて~

<親世代>

ヒンドゥー教徒のトゥカラームは、47年に指定カースト®のツァーンバール®の子として生まれた。祖父母の代からムンバイーで暮らすムンバイっ子で、マラーティー語を母語とする。祖父と父は D 綿工場の労働者である。トゥカラームが誕生したときにはすでに祖父は他界しており、祖母と叔父一家、叔母 3人、トゥカラームの兄弟姉妹 5人と父母が暮らす合同家族であった。父は D 工場で正規雇用されていたが、叔父はインフォーマル・セクターで就労していたため、世帯はかなり貧しかった。

トゥカラームは工場に隣接する市立学校で4年間教育を受けたあと、結婚式や祭での楽器奏者として小さい時から就労してきた。67年に父の紹介でD工場に就職し、70年にムンバイー生まれで同一カーストの妻と結婚した。妻の祖父はムンバイーでサンダル作りをしており、父は別の綿工場の労働者であった。貧しさから学校教育を受けたことがないため、妻は非識字者である。

トゥカラームの結婚は、カーストと綿工場労働者のネットワークを通して父母が決めた。父母にとって配偶者の要件は、綿工場労働者の娘であること、同一カーストであること、身体が丈夫であること、ダウリーの折り合いがつくことであったという。トゥカラームはその過程に参加したことはないが、両親が決めるのがあたりまえだと考えていたため、不満はなかった。妻とは、結婚が決まった後、両親とともに訪ねてきたときに初めて会い、次に会ったのは結婚式であった。

<子世代>

トゥカラームの息子2人と娘2人は、彼と同様に工場に隣接するマラー ティー語ミディアムの市立学校に通い、全員が10年間で教育を終えた。10 学年の中等教育修了の段階で実施される統一試験(S.S.C.)に不合格であったため、ジュニア・カレッジに進学できなかったのである^[21]。教育水準が低いので、息子2人はインフォーマル・セクターで請負労働者として不安定な就労を続けていた。彼らは工場の社宅^[22]に居住しているため住居の心配はないが、2000年にはD工場が閉鎖し、トゥカラームの失業によって一家は非常に困窮するようになった。

こうした厳しい経済状況のなかで、09年に次男アマルが28歳で恋愛結婚をした。1歳年下のラクシュミは有力カーストのマラーター⁽³⁾に属し、12学年までムンバイーの私立エリート校に通い、名門医大を卒業した医師である。医師の父と州上級公務員の兄を持ち、家庭は非常に裕福である。あまり接点がないように見える2人は、05年にショッピングモールで出会った。友達と3人でいたアマルが、友達2人と遊びに来ていたラクシュミに声をかけたのが始まりで、互いに一目惚れだったという。当時、アマルはCD店の雑用をしており、ラクシュミは医大生であった。その後2年半の間、双方の家族には隠したまま交際を続けた。携帯電話と各地にあるショッピングモールというデートの場⁽²⁾が、2人を支えたのである。

<両親の許可>

結婚を意識するようになった2人の前には、越えがたい障害が複数あった。 両者はカースト、学歴、職業、経済階層のいずれもが大きく異なり、従来であれば結婚まで至らないか、駆け落ち的に民事婚をするケースである。高学歴なラクシュミの友達のなかにも、「苦労するから」と2人の交際に反対する人が少なくなかったという。

ヒンドゥー社会では、異なるカースト間の結婚は容易ではない。子どもは父 方に属するため、女性の方が序列が高い逆髪婚は特に問題になるうえ、アマル が属するのは指定カーストなのである。ラクシュミの親族から強い反対がでる のは間違いない。あまり勉学に関心がないアマルの学歴を変えるのは困難なの で、格差を縮めるためにできることは、アマルが安定した仕事に就くことで あった。そこでラクシュミは自分の人的ネットワークを駆使して、半年後にア マルを外資系銀行に用務員として正規雇用させた。

交際から3年を経たころ、双方の家族にそれぞれ結婚の意思を伝えたが、両者ともに大反対された。「こんなに怒った父は見たことがなく、身体が震えるほど怖かった」にもかかわらず、ラクシュミは諦めなかった。アマルの人柄と職業によって、彼女の家族を説得しようとしたのである。

先に許可がおりたのは、アマルの家族からであった。アマルによい仕事を見つけてくれたこと、アマルを結婚させるための親としての経済的義務を果たせないことなどから、消極的な理由で許可したのである。一方のラクシュミは、絶縁をほのめかしつつ、1年かけて家族を説得した。最終的には、経済的にも自立可能な彼女の意思を尊重したこと、アマルの人柄を評価したことなどから、結婚を許可した。

2人の結婚はダウリーもなく、届け出だけの民事婚であった。格差が大きすぎるため、宗教婚を行って双方のコミュニティに容認してもらうのは困難だからである。

現在2人は、工場の社宅でアマルの両親と同居している。両親は「嫁」のパーソナルデータをよく知らず、ラクシュミが看護師だと思い込んでいた。つまり、アマルの妻が病院に勤務していること、カーストや彼女の親の職業は知っていても、家事をほとんど行わず、望んで来てもらったわけではない「嫁」の具体的な職業や学歴などにはそれほど関心がないのである。このように、配偶者に求める条件には子世代との意識差がみられる。

事例3:近所の友達との結婚~婚期を逃さないために~

<親世代>

ラージは 52 年にムンバイーで生まれた、その他の後進諸階級 (OBC) のコーリー・カーストに属するヒンドゥー教徒である。父母は自作農で、ラージは農村で10年間教育を受けた後、同郷者を頼って単身ムンバイーに出てきた。

インフォーマル・セクターでの就労を経て、80年に同郷者の紹介で B 綿工場に入社し、81年に結婚した。妻はラージと同じ県の出身で、村で7年間教育を受けている。妻の父は別の綿工場の労働者で、家族を農村に残し、ムンバイーに単身居住していた。ラージの妻は結婚後にムンバイーで暮らすようになった。

2人の結婚は両親が決定した。ラージが B 工場で安定した職を得たため、 結婚を心待ちにしていた両親が、カーストや同郷者のネットワークを通じて相 手を探した。同一カーストの候補者のなかから、父親の職業と経済階層を中心 に選定を進め、ダウリーの折り合いのつく相手を選んだ。この間、両親は相手 方と何度も会っているが、ラージは妻と会う機会がなく、結婚が決まった後に 何度か顔をあわせただけであった。

<子世代>

ラージには、息子2人と娘3人がいる。長女はカレッジを卒業後、小規模な貿易会社の事務員としてフルタイムで就労、ほかの子どもたちは進級試験に不合格であったため、7~11年で教育を終了している。ラージの結婚の翌年にB工場が閉鎖したので、84年にK綿工場に入社したが、97年にはK工場も閉鎖してしまった。その後ラージは、息子とともにインフォーマル・セクターで断続的に就労し、娘2人は家事手伝いをしていた。2005年時点では、世帯の安定した収入は長女の月収3,000ルピー(26)のみという、極めて厳しい経済事情であった。

こうした状況のなかで子どもたちは 17~26歳になり、結婚が現実化してきた。第一子の長女は世帯の主たる生計者なので家族のために結婚が難しく、安定した収入のない息子たちも相手の条件が悪くなるため、当面は結婚できない。20歳前後になった2女と3女は適齢期を迎えているが、ダウリーの準備ができない状況であった。ラージのコミュニティでは結婚の要件にダウリーが含まれ、相手の社会経済階層はもちろん、娘本人や親の人的資本や家庭の経済状況によっても、ダウリーの金額が異なる。ラージの娘たちは教育水準が低く、就労していないうえ、ラージは失業中である。結婚相手としての条件は悪いた

め、相応額のダウリーが必要になる。

結婚の目途が立たないなかで、05年に21歳の次女が交際相手との結婚の許可を求めてきた。相手は近所の文具店の店員で、マーリー・カーストに属する22歳である。彼の学歴は5年、月収は2,500ルピーと極めて低く、新居を借りる経済的余裕がないため、結婚後は次女も相手の実家である1ルームのスラムの長屋(chawl)に、義父母、義兄夫婦と子ども2人、義妹弟とともに暮らす予定だと言われた。

<両親の許可>

「娘の幸せ」を考えたラージは、当初、結婚に強く反対した。次女に交際相手がいたことを知らなかったため、裏切られた気持ちもあったという。しかし次女は、いつ結婚できるのかわからないという不安を抱えていた。「親の義務」としてのダウリーをラージが準備できないためである。閉鎖工場から補償金が支払われたとしてもその金額は低く、娘3人に十分なダウリーを準備することはできないで。2女や3女のような「条件の悪い」ケースでは、婚姻年齢があがると「良縁」に恵まれにくくなるという現実がある。そこで、結婚させることができない自分の責任を果たすために、「ダウリーなし」を条件として恋愛結婚を認め、民事婚させたのであった。

小括

以下では、本稿の事例に、筆者が行ってきた 300 の綿工場労働者世帯の調 香結果を加味し、配偶者選択のあり方の世代間の変化について考察していく。

親世代の結婚は、ほとんどが親族を中心とするカースト(または宗教)内での地位に基づいた見合い型のカースト(宗教)内婚であった。配偶者である女性が結婚前にムンバイーに居住していたケースは2割程度で、それらの女性の大半はムンバイー生まれであった。残りの8割程度の女性は、結婚後にムンバイーに移住している。ムンバイー居住の女性と結婚した労働者のうち、8割以上が労働者本人もムンバイー生まれのムンバイっ子であり、一定の地盤が

あることからムンバイーでの配偶者選択が比較的容易だったものと思われる。 このように親世代では、農村から妻を迎えるのは「あたりまえ」のこととして 考えられていた。

望ましい配偶者要件として重視されたのは、カーストや宗教、言語(出身地域)に基づく内婚であることと、男性側には本人の職業、女性側には本人の年齢と家族・親族の職業であり、両者の教育水準や人生観などへの言及はほとんどなかった。また、結婚後に女性が就労することには両者ともに消極的であった。

これに対して近年の結婚である子世代の場合には、まだ少数派であるものの、事例のような様々なタイプの恋愛結婚が見られるようになった。事例1のように高学歴者や中間層の間に見られる同類婚がもっとも多いが、事例2・3のようにカーストや経済状況の異なる相手との結婚も徐々に増加している。ただし、このようなケースでは両家から許可が得られたとしても、コミュニティへの社会的披露ともいえる宗教婚をすることは少なく、届け出による民事婚が主流である。なかには宗教的な婚姻儀礼としてではなく、結婚パーティーという形式での社会的披露をするケースもあるが、家族以外の親族・コミュニティメンバーの説得はやはり容易とはいえない。

なお、後述するように、見合い婚であっても当人同士が相手を選ぶことが多くなっており、配偶者選択の要件も親世代とは大きく異なってきている。

3つの事例は、いずれも本人の意思や家族観の共有を尊重したものであるが、次項では、より具体的な選択要件を提示し、その背景にある社会変化について考察していく。

3. 大都市における配偶者選択要件の変化

事例4:理想の配偶者と結婚するために

<親世代>

1948 生まれのアルジュンは、マラーター・カーストに属するヒンドゥー教徒である。ラトナーギリ県出身で、12歳の時にムンバイーで就労していた兄を頼って、教育を続けるために移住してきた。マラーティー語ミディアムの市立学校で11年間教育を受けたあと、数年間インフォーマル・セクターで就労した。生活が安定しないため、一度帰村し、75年に再度ムンバイーに来て、兄の友人の紹介でS綿工場に入社した。翌76年に、両親と親族が決めたラトナーギリ県在住の女性と結婚。結婚後に、妻はムンバイーに来て同居を始めた。同一カーストに属する妻の学歴は5年間で、夫婦ともにその両親は村で自作農をしていた。アルジュンは84年にスラムに長屋を購入し、改築を重ねて現在も居住している。

<子世代>

アルジュンには息子が2人いる。77年生まれの長男は、12年間マラーティー語ミディアムの学校で教育を受けた後、情報処理の専門教育を1年間受けた。現在は、非正規雇用のコンピュータ・オペレーターをしている。彼は、06年に同一カーストに属する妻と結婚した。警察官を父に持つ妻はムンバイー生まれで、12年間教育を受けた後、小さな印刷会社で就労してきた。長男たちが配偶者に求めた条件は、ムンバイーで12年以上の教育を受けたこと、結婚後に就労できること、スラムに居住できることであった。複数の候補者のなかから、長男と両親の話し合いによって、結婚相手が決められた。

現在アルジュンは、次男スニールの結婚相手を探している。81 年生まれのスニールはカレッジ(理学部)を卒業後、フルタイムで非正規のMR(医薬情報担当者)をし、2011年1月時点での月収は10,600ルピー程度である。月3,500ルピーのローンを返済していることもあり、収入は十分とは言えない。

なぜ、その人と結婚するのか (樋口里華)

スニールとアルジュンたちが結婚相手に望む条件は、ムンバイーで教育を受け、カレッジ卒で子どもの教育に熱心に取り組む意欲があり、できれば学歴にふさわしい職に就いていることである。また、スニールは自分の子どもを英語ミディアムの学校に通わせ、質の高い教育を受けさせたいと考えているため、英語のできる配偶者を希望している。そこで彼は、ローンを組んでムンバイー市に隣接するターネー市のさらに隣の市に新築のマンションを購入した。ムンバイー都市圏に居住する高学歴の女性は、スラム地区への居住を忌避する傾向が強いためである。

9か月にわたる配偶者探しの過程で、これまで17家族がマンションを訪問した。そこで女性側から出された意見は、ムンバイー市内でもターネー市内でもないので不便である、マンションが駅から遠く徒歩では行かれないのに、二輪車も自家用車も所有していない、駅からの道中に舗装されていないコンディションの悪い道がある、家財道具が少ない、MRの仕事は営業なので、オフィスにとどまった仕事を探してほしい、帰宅が遅い(22時以降)、英語ミディアムの学校が近所にない、などであった。

表2 識字率と統一試験合格率

	識字率 (%)			統一試	験合格率	(2000年) (%)		
	年	男性	女性	合計		男性	女性	合計
ムンバイー地区	2001	90.2	81.4	86.4				
	2011	90.5	86.0	88.5	S.S.C. ¹⁾	55.5	59.8	57.4
ムンバイー市郊外地区	2001	91.6	81.1	86.9	H.S.C. ²⁾	71.3	80.6	75.6
	2011	94.3	86.9	90.9				
ターネー県	2001	87.1	73.1	80.1	S.S.C.	52.5	56.9	54.4
	2011	90.9	80.8	86.2	H.S.C.	68.9	80.4	74.2
マハーラーシュトラ州	2001	86.0	67.0	76.9	S.S.C.	47.5	53.3	49.8
	2011	89.8	75.5	82.9	H.S.C.	55.9	68.0	60.5
全国	2001	75.3	53.7	64.8	S.S.C.	n.d.	n.d.	n.d.
	2011	82.1	65.5	74.0	H.S.C.	n.d.	n.d.	n.d.

注:1) S.S.C. は第10学年修了時に実施される統一試験。

²⁾ H.S.C. は第12 学年修了時に実施される統一試験で、試験の得点がカレッジ入学の基礎点になる。

出所: http://www.censusindia.gov.in/Tables Published/A-Series/A-Series links/t 00 006.aspx;

http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/prov data products maha.html;

http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/prov_results_paper1_india.html;

Government of Maharashtra. *Human Development Report Maharashtra 2002*, Mumbai, Table.78

Government of Manarashtra, Human Development Report Manarashtra 2002, Mumbal, Table. 78 より作成. (2012/01/20).

女性側からのこうした不満を解消することは相当困難であるため、彼らは農村に居住するカレッジ卒の女性も対象にすることを検討している。大都市であるムンバイーと農村とは生活環境が異なり、表2に示したように教育レベルの差も大きいため、これまでは農村居住者は対象外と考えていた。結婚後に生まれる子どもの教育や妻のムンバイーでの就労を考慮したとき、ムンバイー都市圏で育った女性の方が好ましいためである。また、かつては恋愛結婚には否定的であったアルジュンは、条件があえば恋愛結婚でも構わないと考えるようになっている。

配偶者選択要件とその背景

近年、都市部での教育水準の上昇にともなって、配偶者要件としてもっとも重視されるものの一つが、学歴である。学歴は職業・職種や収入、教育観との関連性が強く、事例4にみられるように、豊かな生活と子どもの将来のために、男女ともに自分とバランスがとれる範囲で、より高学歴の相手が好まれている。また、消費社会化のなかでの収入増の期待と、子どもへの教育投資の必要性などから、共稼ぎが求められるようになってきた。専門職などの社会的評価が高い仕事や収入のよい仕事などを除き、親世代の場合には、既婚女性が屋外で就労することは忌避される傾向が強かった。しかし、現在は12年程度までの教育水準の女性に対しては、従来は奨励されなかった工場労働のような仕事であっても、双方ともに共稼ぎを希望することが多くなった。義父母や父母が子育て支援をすることで、出産後も就労することも珍しくなくなりつつある。

これらに関連し、婚姻圏はムンバイー都市圏にほぼ限定され、紐帯のある農村部は敬遠されるようになった。前述のように、農村部と都市部には、教育や生活水準の格差、価値観の違いなどがある。農村部から移住してきた女性がムンバイーの労働市場に参入するのは困難であり、共稼ぎができない可能性が高い。また、農村部のカレッジの大半はマラーティー語ミディアムであるため、カレッジ卒であっても英語能力が低いなど、受けてきた教育の質に問題がある

ことが多い。カレッジ卒の資格だけでは、子どもに良質の教育を与えたい人々の期待に応えられない可能性が強いためである。現在のインドではカレッジを卒業しても失業中の若者が多く、どのカレッジを卒業したのかが重要になってくる。教育費の負担が大きくても、よりよい教育を与えることが子どもの将来につながり、そのために最善を尽くすことが親の義務だと考えるのである⁽²⁸⁾。こうした理由から、大都市部で生まれ育った若い世代が農村部に嫁いだり、農村出身者と結婚したりすることを忌避する傾向が強くなっている。

さらに、結婚後の居住環境も重視されるようになってきた。住居がスラムにある長屋か、老朽化したアパートか、マンションか、またそれらの施設の充実度⁽²⁶⁾ はどの程度かという住居自体に対する要求である。それらに加えて、立地の利便性や生活環境などが厳しく検討されている。

表3から明らかなように、大ムンバイー市および隣接するターネー県の人口はともに1千万人を大きく上回る。ムンバイーはアラビア海に面した細長く狭い土地であるため(地図1参照)、表4に示したように人口密度の高さは群を抜いており、世界有数の過密都市である。図1では、地価高騰や物理的な過密によって、都市圏の中心部であるムンバイー地区の人口増加率が鈍化し、70年代まではムンバイー市郊外で急速に人口が増加したことがわかる。その後、郊外でもムンバイー地区と同様の現象が発生すると、さらにその郊外であ

表3 ムンバイー都市圏の人口の推移 (

	大ムンバイー市	ムンバイー都市圏	ターネー県
1971	5,970,575	約 779 万	2,281,664
1981	8,243,405	約 1,100 万	3,351,562
1991	9,925,891	約 1,453 万	5,249,126
2001	11,978,450	約 1,637 万	8,131,849
2011*	12,478,447	約 1,841 万	11,054,131

注:* 2011年の数値は暫定値。

出所: Primary Census, Statement 1.2 (http://www.censusindia.net); Office of the Registrar General & Census Commissioner, Provisional Population Totals Paper 1 of 2011: Maharashtra, Chapter 4 - Population Growth - Levels and Trends より作成. (2012/01/20)

表4 人口]密度とス	スラム人口比
-------	-------	--------

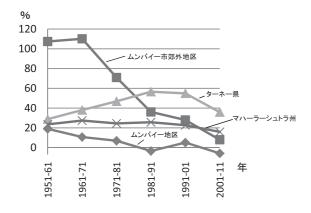
	年	ムンバイ 一地区	ムンバイー市 郊外地区	ターネー 市	ターネー 県	デリー 首都圏	全国
人口密度	2001	21,261	19,373	9,8382)	851	9,430	325
(人/k㎡)	2011 ¹⁾	20,038	20,925		1,157	11,297	382
スラム人口比	2001	54. 1		n.d.	n.d.	n.d.	n.d.
(%)	2006	57. 6		33.3	n.d.	15.5	n.d.

注:1) 2011 年センサスの数値は暫定値。

2) 2006 年の数値。

出所: Census of India, Registrar General and Census Commissioner, Slum Data; Municipal Corporation of Greater Mumbai, *Mumbai Human Development Report 2009*, New Delhi: Oxford University Press, 2010, Table 8.10 & 8.11; http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/delhi/2_PDFC-Paper-1-major_trends_44-59.pdf; http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/prov_results/prov_results_paper1_india.html; http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/prov data products maha.html, Table 1 より作成。(2012/01/20)

図1 ムンバイー都市圏の人口増加率



出所:http://www.censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/maharastra/7-%20 Chapter% 20-% 204.pdf より作成 . (2012/01/20)

るターネー県に人口が流入するようになった。ムンバイー都市圏の膨張である⁽³⁰⁾。

こうした過密化と地価高騰は、婚姻要件にも大きく影響している。表 4 に みられるように、大ムンバイー市のスラム人口比率は、2001 年には 54.1% (31)、 2006 年には 57.6% に上り、中間層がスラムに居住することも珍しくはない (32)。



インドの大手結婚情報サイト

地価が高いため、郊外のマンションを購入せざるを得ず、ターネー県に転出するケースも多い。大ムンバイー市に隣接するターネー市よりさらに郊外になると、教育環境も含めたインフラが格段に劣るうえ、過酷な通勤ラッシュに長時間耐えなければならない。こうした環境は、事例4のように中間層にとっては快適な住環境とはみなされず、条件の良い配偶者を得るためにはマイナス要因になる。

配偶者の選択行動

好ましい条件を満たす配偶者を得るための行動も多様化している。親世代の 事例にみられるように、かつては「いつ」、「だれと」、「どのような条件で⁽³³⁾」 結婚するのかは、親や親族が中心になって決定するのが一般的であった。しか も、本人の選択権が極めて弱い他人決定婚である。

しかし、教育水準の高まりや情報・ネットワークツールの拡大などにより、

現代の若者はライフスタイルや人生設計をより具体的にイメージするようになっている。その結果、都市部の中間層を中心に、「いつ」「だれと」結婚すべきという規範が弱体化し、自分が思い描く結婚生活を実現するために「この人」と結婚するという自主的な選択行動が、一定の枠の中では許容される傾向がみられる。

事例 $1 \sim 3$ のような完全な恋愛結婚が許容されるのは困難だが、カーストや宗教、言語を一にする伝統的な内婚集団を越えた、学歴などの社会・文化的な属性が同じ同類婚をするケースが増加している。女性の社会進出にともなう出会いの場の増加や、インターネットの結婚情報サイトなどが、自主的な選択行動を可能にしているのである $^{(3)}$ 。

おわりに

以上のように、インド都市部における配偶者選択は、伝統的な慣習を残しながらも、現代的な価値観をともなって変化してきた。親世代の結婚では本人の意向が反映されにくかったため、学歴や職業による同類婚よりもカースト(宗教)内婚であることが重視された。しかし近年の都市部では、生殖家族のあり方について本人の意向が尊重されることが多くなり、イエやカースト成員権よりも、パーソナリティや価値観、階層を重視して配偶者を選択する傾向がみられるようになってきた。その結果、居住近接で婚前交際期間が長い同類婚が増加している。これらは、教育水準の上昇や女性の社会進出、消費社会化の進展などによる意識変化によってもたらされたものである。

しかし、都市部における近年の顕著な社会変容を「あたりまえ」のものとして受容する子世代と、親世代との間には、結婚観や家族観などにズレがみられる。しかもムンバイーのように住居費が極めて高い地域では、経済的理由から結婚後に夫の家族と同居するケースが多い。よりよい将来のためによりよい配偶者を自ら決定した場合であっても、家族の多様な生活選好を実現するため

に、伝統的な規範を重視する親世代との関係性をどのように構築するのか、という困難な問題に立ち向かわなければならないのである。

(注)

- (1) 本稿に記載した名前はすべて仮名である。
- (2) 本稿で使用する「カースト」は、生まれを意味するジャーティ(サブ・カースト)のことである。バラモン、クシャトリヤ、ヴァイシャ、シュードラの4つの種姓はヴァルナと呼ばれ、この枠外に不可触民が位置付けられている。インドではカースト集団のことをジャーティと呼ぶ。ジャーティは種姓を細分化したもので、インド全土に2000以上存在すると言われる。伝統的に固有の職業と結びつき、カースト内婚を維持している。ジャーティという用語は一般的でないため、慣例にしたがってジャーティのことを「カースト」と記載している。藤井毅「カースト」(辛島昇他監修『新訂増補 南アジアを知る事典』平凡社、2002年)、pp.141-2、山崎元一「カースト」(辛島、同上書)、pp.126-41。
- (3) インド憲法第 44 条では、「国家は国民のために、インドの領土全域にわたる統一民法典を保障するよう努めなければならない」とうたわれているが、宗教的マイノリティの権利保護の問題と関わるため、その実現は容易ではない。井上貴子「伝統と近代の狭間で苦悩する女性たち」(広瀬崇子他編『現代インドを知るための 60 章』明石書店、2007年)、pp.208-12、Sen [2006: 303-6] を参照されたい。なお、離婚や相続に関しても、宗教ごとに独自の家族法が存在する。
- (4) ヒンドゥー教徒、シク教徒、仏教徒、ジャイナ教徒に適用される。
- (5) 慣習法など。
- (6) ゾロアスター教徒に適用される。
- (7) 例えば、杉本 [2006]、八木 [1997; 1999; 2011]、八木祐子「白いサリーと赤いシンドゥールー北インド農村の寡婦の物語」(椎野若葉編『やもめぐらし―寡婦の文化人類学』明石書店、2007年)pp.174-92。
- (8) 例えば、押川 [1997]、西村 [2008a; 2008b]。
- (9) インドを代表する総合雑誌 India Today や Outlook などで特集されることはある。
- (0) 結婚において婚出する女性の生家側から、女性本人または婚家側に贈られる財のこと。 ダウリーへの批判は強く、法的規制は 1930 年代から一部の地域で存在した。全国的に は 1961 年にダウリー禁止法 (the Dowry Prohibition Act, 1961) が制定されている。 鹿野勝彦「持参財・婚資」(辛島、前掲書)、p.311。
- (II) Government of India(GOI), Ministry of Women and Child Development, *A Hand-book of Statistical Indicators on Indian Women 2007*, New Delhi, 2007, p.15.
- (12) International Institute for Population Sciences, *National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06*, http://www.nfhsindia.org/nfhs3_national_report.html

(2009/10/24).

- (B) 初潮後には婚姻可能とするイスラム法にしたがう場合には、児童婚は合法とされる。
- (4) 婚姻登記は、婚姻登記官の前で婚姻の宣誓・登記をする民事婚の場合と、一部の州においてヒンドゥー婚姻法により結婚した夫婦にのみ義務付けられていた。そのため、宗教婚の場合には婚姻登記をしないことが多かった。*Times of India*, Mumbai, 26 Oct 2007。
- (5) 例えば、杉本 [2006: 72-83]、八木 [1997; 1999: 36-65; 2011] を参照されたい。
- (6) 胎児の性別診断は、1994 年出生前診断技術法(性別選択の禁止)(the Pre-Conception & Pre-natal Diagnostic Techniques (PCPNDT) Act, 1994) により違法となり、2003 年の改正で重罰化されたが、実効性は低い。また、女児の人工妊娠中絶は、ムンパイーやデリーのような大都市でより深刻である。*Times of India*, Mumbai, 28 Aug 2008。こうした出生時の男女の不平等については、さしあたり、Drèze & Sen [2002]、Sen [2005] を参照されたい。
- (IT) ダウリー禁止法の改正 (84、86年) に際しては、ダウリーの定義の拡大、重罰化、ダウリー 死に関する項の新設などがなされた。しかし、まだ実効性には問題がある。
- (8) 2003~07年のダウリー死は、全国でそれぞれ 6208、7026、6787、7618、8093 件、ダウリー禁止法違反は 2684、3562、3204、4504、5623 件、2005~07年のダウリーによる自殺は 2351、2336、3148 件に上り、いずれも増加傾向にある。また、ダウリーに関する犯罪は花婿側の家族が共謀して行うため、自殺に見せかけて殺害されるケースや、立件化されないケースが多数存在する。GOI、Ministry of Home Affairs、National Crime Records Bureau, *Crime in India*, 各 年 版 , *Accidental Deaths & Suicides in India*, http://ncrb.nic.in/ADSI2007/Suicides07.pdf(2009/10/22). ムンバイーにおいてもダウリーをめぐる問題は多く、2002~06年のダウリーによる自殺は 43、34、43、53、45件に上り、ダウリーによる身体的・精神的ハラスメントは 177、193、226、298、310件と増加している。Municipal Corporation of Greater Mumbai, *Mumbai Human Development Report 2009*, New Delhi: Oxford University Press, 2010, p.151.
- (9) 指定カースト (Scheduled Caste) は行政用語で、インド憲法第 341 条に基づいて指定された諸カーストのことである。しかし日常的には、カースト制度における「不可触民」諸カーストを指す。押川文子「指定カースト」(辛島、前掲書)、pp.316-7。
- (20) ツァーンバール (チャマール) の伝統的職業は皮革加工であり、指定カーストの中では 相対的に地位が高いとみなされている。詳細は R.E. Enthoven, *The Tribes and Castes of Bombay*, Vol.I, New Delhi: Asian Educational Services, reprint, 1990 [1922], pp.260-71 を参照されたい。
- ② 息子2人は翌年 S.S.C. に再挑戦したが不合格であった。
- (②) D工場は破産手続き中であり、何年間にもわたる手続きが終了するまでは社宅の居住権が保障されているため、家賃を支払うことなく居住することができている。

- ② マラーターは、マハーラーシュトラ州において最大かつ有力なカースト集団である。詳細は Enthoven, *op. cit.*, pp.3-42 を参照されたい。
- (24) 2年半もの間、親に隠れて交際を継続できたのは、携帯電話があったためである。また、公園などがデートの場所であった時代には、自分たちを知るだれかに見られ、交際が露見する可能性が高かった。しかし、多数のショッピングモールができると状況は一変する。自宅から離れた、知人が来る可能性が低い地域にあるショッピングモールをデートの場所として使うことで、堂々と会うことが可能になったのである。なお、携帯電話が農村部の結婚に与えている影響については、八木 [2011: 102-3] を参照されたい。
- (5) その他の後進諸階級 (OBC: Other Backward Classes) は行政用語で、指定カーストや指定部族以外の「その他の集団」で、教育や雇用などに関して優遇措置を講じる必要があるとされる対象のことである。ただし、「その他の集団」の定義は一様ではなく、多くの論争がある。押川文子「後進諸階級」(辛島、前掲書)、p.248。
- (26) 2009年の時点では3,500ルピーであり、物価上昇を考慮すると状況は悪化していた。
- (27) K綿工場は1997年のロックアウトを経て違法閉鎖を続け、2004年に破産申請による 合法的な閉鎖に至った。次女結婚後の2006年に未払い賃金も含めた法的補償金が支給 されたが、支給総額は低く、ラージの世帯では借金返済と生活費としてすべて消費して しまった。
- (28) 都市部における私立エリート学校と自治体立学校との格差も大きい。統一試験などのために塾に通う子どもも多く、受験で実績のある学校や塾ほど経済的負担が大きくなっている。運営主体による学力格差については、押川 [1998] を参照されたい。
- (2) トイレの所有、エレベーターや飲料用貯水タンクなどの設備、当該地区の停電の頻度など。
- (30) 2001年センサスでは、マハーラーシュトラ州内最大の人口を擁する行政区はムンバイー 郊外地区であったが、2011年には隣接するターネー市が最大になっている。
- (31) 2001 年センサスでは、100 万都市全体のスラム人口比は 24.1%であり、大ムンバイー市は 27 市の中でもっともスラム人口比率が高くなっている。
- (32) 都市再開発政策により、近年は急速にスラムの解体とマンションや団地の建設が進められており、若干の変化がみられる。
- (33) ダウリーや婚姻儀礼に要する費用の負担など。
- (34) 内婚集団とのネットワークが弱い都市住民の間では、結婚相手を探すために新聞の結婚 広告が利用されてきた。その延長線上にあるインターネットの結婚情報サイトは、グローバルなネットワークを使って相手を探せるうえ、チャットやメールを通してコンタクトが取れる利便性ゆえに利用者が急増している。『クーリエ・ジャポン』5(2)、2009年2月号、pp.30-35。

参考文献

Bhtalia, Subhadra [2002] The Gift of a Daughter: Encounters with Victims of Dowry,

九州国際大学 国際関係学論集 第7巻 第2号 (2012)

- New Delhi: Penguin Books (鳥居千代香訳『ダウリーと闘い続けて一インドの女性と結婚持参金』柘植書房新社、2005 年).
- Drèze, Jean and Amartya Sen [2002] *India: Development and Participation*, New Delhi: Oxford University Press.
- 小谷汪之編 [2003] 『現代南アジア 5 社会・文化・ジェンダー』東京大学出版会.
- 西村祐子 [2008a]「インドにおける父権制と婚姻―グローバルセクターで働く女性達と婚姻 選択の変貌」『駒沢大学総合教育研究部紀要』第一号分冊 1、pp.521-37.
- -----[2008b]「クラスとカーストーインド新聞求婚広告にみる婚姻選択の変貌」『駒澤 大学総合教育研究部紀要』2 号、pp.291-316.
- 押川文子 [1997]「インドにおける『中間層の形成』現象と女性」(押川文子編『南アジアの社会変容と女性』アジア経済研究所)pp.85-120.
- ------- [1998]「『学校』と階層形成―デリーを事例に―」(古賀正則他編『現代インドの 展望』岩波書店)pp.125-48.
- -------- [2007]「再解釈される『家族』の規範と機能―家族観の変化」(広瀬崇子他編『現 代インドを知るための 60 章』明石書店)pp.224-8.
- Sen, Amartya [2005] *The Argumentative Indian: Writings on Indian Culture, History and Identity,* New Delhi: Penguin Books, paperback, 2005 [2004] (佐藤宏・粟屋利江訳『議論好きなインド人一対話と異端の歴史が紡ぐ多文化社会』明石書店、2008年).
- 杉本星子 [2006] 『「女神の村」の民族誌―現代インドの文化資本としての家族・カースト・宗教』風響社.
- 竹中千春 [2002]「ジェンダー研究と南アジア」(長崎暢子編『現代南アジア 1 地域研究への招待』東京大学出版会) pp.237-55.
- 八木祐子 [1997]「北インド農村社会の変容-女性と婚姻を中心に一」(押川文子編『南アジアの社会変容と女性』アジア経済研究所) pp.121-45.
- ------[1999]「結婚・家族・女性-北インド農村社会の変容」(窪田幸子・八木祐子編『社会変容と女性-ジェンダーの文化人類学』ナカニシヤ出版) pp.36-65.
- ―――― [2011]「北インドの結婚式の変化―チャイからコーラへ」(鈴木正崇編『南アジアの文化と社会を読み解く』慶応義塾大学出版会) pp.85-107.